

愛読者各位

株式会社日本法令 出版部

『5年版 年末調整の仕方と1月の源泉徴収事務』

お詫びと訂正

下記の通り、本書中に誤りの箇所がございました。訂正いたしますとともに、みなさまに謹んでお詫び申し上げます。

記

■248 ページ（表内）

[誤] ただし、特例居住用家屋に該当するときは、住（持家）、認（持家）、震（持家）と記載します。

[正] ただし、特例居住用家屋に該当するときは、住（**特家**）、認（**特家**）、震（**特家**）と記載します。

各 欄	記 載 方 法
	<p>して年末調整を行った場合には、(イ)他の支払者の住所（居所）又は所在地、氏名又は名称、(ロ)他の支払者のもとを退職した年月日、(ハ)他の支払者が支払った給与等の金額、徴収した所得税及び復興特別所得税の合計額、給与等から控除した社会保険料の金額を記載します。</p> <p>6 「賞金の支払の確保等に関する法律」第7条の規定に基づき未払給与等の弁済を受けた退職勤労者については、同条の規定により弁済を受けた旨及びその弁済を受けた金額を記載します。</p> <p>7 災害により被害を受けたため給与所得に対する源泉所得税及び復興特別所得税の徴収の猶予を受けた場合には、「災害者」欄に○を付すとともに、徴収猶予税額を記載します。</p> <p>8 租税条約に基づいて源泉所得税額及び復興特別所得税額の免除を受ける人については、免税対象額及び該当条項「〇〇条約〇〇条該当」と赤書きします。</p>
「生命保険料の控除額の内訳」欄	<p>1 「新生命保険料の金額」欄には、生命保険料の控除額のうち新生命保険料に係る控除額が含まれている人について、令和5年中に支払った新生命保険料の金額を記載します。</p> <p>2 「旧生命保険料の金額」欄には、生命保険料の控除額のうち旧生命保険料に係る控除額が含まれている人について、令和5年中に支払った旧生命保険料の金額を記載します。</p> <p>3 「介護医療保険料の金額」欄には、生命保険料の控除額のうち介護医療保険料に係る控除額が含まれている人について、令和5年中に支払った介護医療保険料の金額を記載します。</p> <p>4 「新個人年金保険料の金額」欄には、生命保険料の控除額のうち新個人年金保険料に係る控除額が含まれている人について、令和5年中に支払った新個人年金保険料の金額を記載します。</p> <p>5 「旧個人年金保険料の金額」欄には、生命保険料の控除額のうち旧個人年金保険料に係る控除額が含まれている人について、令和5年中に支払った旧個人年金保険料の金額を記載します。</p>
「住宅借入金等特別控除の額の内訳」欄	<p>1 「住宅借入金等特別控除適用数」欄には、年末調整の際に（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用がある場合、当該控除の適用数を記載します。 なお、適用数が3以上のときには、摘要の欄に住宅借入金等特別控除区分、居住開始年月日及び住宅借入金等年末残高を記載します。</p> <p>2 「住宅借入金等特別控除可能額」欄には、給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額が算出税額を超えるため、年末調整で控除しきれない控除額がある場合に記載します。</p> <p>3 「居住開始年月日（1回目、2回目）」欄には、居住開始年月日を和暦で年、月、日を分けて記載します。 （例）令和4年5月5日の場合は、年：「4」、月：「5」、日：「5」と記載します。</p> <p>4 「住宅借入金等特別控除区分（1回目、2回目）」欄には、適用を受けている住宅借入金等特別控除の区分を次のように記載します。 ただし、特例居住用家屋に該当するときは、住（持家）、認（持家）、震（持家）と記載します。 住…一般の住宅借入金等特別控除の場合（増改築を含みます。） 認…認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合 増…特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合 震…東日本大震災によって自己の居住の用に供していた家屋が居住の用に供することができなくなった場合で、平成23年から令和3年12月31日までの間に新築や購入、増改築をした家屋に係る住宅借入金等について、震災特例法第13条の2第1項「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除」の規定の適用を選択した場合 また、当該住宅の取得や増改築が特例特別取得に該当する場合には「(特特)」と、特別特定取得に該当する場合には「(特特)」と、特定取得（特別特定取得以外） </p>

以上